

(別紙 2)

古文書等の維持継承に係るシンポジウム企画等業務実施事業者選定評価基準

1 目的

この基準は、古文書等の維持継承に係るシンポジウム企画等業務実施に係る事業者選定のために行う面接について、必要な事項を定めるものである。

2 評価基準、評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、資料 1 「面接審査評価表」のとおりとする。
- (2) 評価者がそれぞれ採点した評価点の合計値を提案に対する評価点とする。

3 審査員

- ・ 京都市文化市民局歴史資料館 事務局長
- ・ 京都市文化市民局文化財保護課 課長
- ・ 京都市文化市民局歴史資料館 次長